

国語

1 教育課程の編成

(1) 基本的な考え方

国語科においては、言語の果たす役割を踏まえて、的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を育成することや我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育むことが重要である。そのためには、「話すこと・聞くこと」や「書くこと」、「読むこと」に関する基本的な国語の能力を定着させたり、言葉の美しさやリズムを体感させたりするとともに、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった言語活動を行う能力を培う必要がある。

また、生徒の言語に関する能力を育成する教科として、各教科・科目等における言語活動の充実に資するという視点を常に持つ必要がある。更に、各教科・科目等における言語活動は、それぞれの教科等の目標を実現するための手立てであることに留意し、国語科の各科目の指導と評価の計画の中に、他の教科・科目等の指導との関連を明確に位置付けることが重要である。

ア 国語科の教育課程の編成について

学校生活においては、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実するよう努めることが大切であり、そのためには学校全体の共通理解が必要である。その中心となって、生徒の言語に関する能力の育成を目指し、直接かつ計画的に指導するのが国語科であり、この意味で、国語科の果たす役割と責任は極めて大きい。

各学校においては、生徒の実態に応じ、育てたい言語能力について学校全体で共通認識を持ち、教育課程全体を見通して、国語科の教育課程を編成することが重要である。

イ 国語科と他教科等の連携について

国語科と他教科等の連携については、国語科で培った言語能力が他教科等における言語活動の充実に資するよう、例えば、国語科の年間の指導と評価の計画やシラバス等の中に指導事項と言語活動を明記し、他の教科等との関連が図られるよう工夫することなどが考えられる。

(2) 配慮すべき事項

ア 共通必履修科目「国語総合」について

今回の改訂で、「国語総合」を共通必履修科目としたのは、この科目で育成する総合的な言語能力が、高等学校におけるあらゆる学習の基本、社会人として必要な国語の能力の基本となるからであり、教育課程の編成に当たっては、「国語総合」の目標の実現や内容の習得が十分にできるよう標準単位数を確保する必要がある。標準単位数を減じることを検討する場合も、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は、その全てを必ず取り扱うこと、「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の授業時数の目安は、減じる単位数に

応じて適切な時数を配当すること、「読むこと」においては、古典を教材とした授業時数と近代以降の文章を教材とした授業時数との割合をおおむね同等とすることなどの配慮が必要である。「国語総合」は共通必履修科目であることを踏まえ、全ての生徒の実態を踏まえずに標準単位数を減じるようなことは、厳に慎むべきである。

イ [伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]について

[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]は、言語文化を享受し継承・発展させる態度を育成すること、国語が果たす役割や特質についての理解を深めること、豊かな言語感覚を養うこととともに、実際の言語活動において有機的にはたらくような能力の育成に資する事項の理解に重点を置いて構成しているものである。

(3) 特色ある教育課程の編成

選択科目である「国語表現」、「現代文A」、「現代文B」、「古典A」及び「古典B」の各科目については、原則として「国語総合」を履修した後に履修させるとしているだけで、選択科目相互の履修順序は示していない。「原則として」としているのは、例えば、「国語総合」を2以上の連続する年次にわたって分割履修するような場合、2年次目においては、選択科目を同時に履修できることを可能とするものである。

次に、新学習指導要領における科目の選択に係る参考例を示す。各学校において、生徒の確かな学力を育成するという学習指導要領の趣旨を十分に生かした指導を行うためには、学校や生徒の実態等に応じた教育課程の編成や指導計画の作成が行われるよう、履修順序や履修学年などについて十分な検討を行う必要がある。

○ 教育課程編成の参考例（丸数字は単位数）

1年	2年	3年	主な特徴
国語総合⑤	現代文B② 古典 B②	現代文B② 古典 B②	「国語総合」を増单し、基本的な言語能力を確実に身に付けさせるとともに、2、3年次では、「現代文B」で読むことや表現することを、「古典B」で読むことや伝統的な言語文化を重点的に学習する。
国語総合④	現代文A② 古典 A②	国語表現③	2年次の「現代文A」と「古典A」では、言語文化に対する理解を深める。また、3年次の「国語表現」では、話すこと・聞くこと、書くことに重点を置いた実践的な学習を展開する。
国語総合④	現代文B② 古典 A②	現代文B②	2、3年次の「現代文B」では、読む能力や表現する能力を更に高める。また、2年次の「古典A」では、読む能力の育成を図るとともに、探究的な学習を行い、言語文化に対する理解を深める。
国語総合④	現代文B④ 古典 B②	現代文A② 古典 B②	2年次の「現代文B」で、話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことについて相互に密接な関連を図った学習を行い、3年次の「現代文A」では、様々な文章に触れるとともに、探究的な学習の充実を図る。
国語総合②	国語総合②	国語表現③ 又は 現代文A③	1、2年次で「国語総合」を分割履修し、3領域1事項の基礎的・基本的な事項を学習する。3年次では、進路希望に合わせて「国語表現」、「現代文A」のいずれかを選択履修する。
国語総合②	国語総合② 現代文B②	古典 A② 現代文B②	1、2年次で「国語総合」、2、3年次で「現代文B」を分割履修し、基本的な言語能力を確実に身に付けさせる。3年次の「古典A」では、探究的な学習を行い、生涯にわたり古典に親しむ態度を育成する。

2 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成

「国語総合」については、共通必履修科目であること、教科の目標を全面的に受け、内容の構成も3領域1事項とするなど中学校との接続を重視し、高等学校における国語の基礎・基本を身に付けさせることをねらいとしていることに留意する必要がある。

また、「国語総合」以外の各科目については、3領域1事項のそれぞれについて、各科目の性格や特性に応じて深化、発展を図るよう配置されている。したがって、選択科目の指導計画の作成に当たっては、「国語総合」の各領域や事項との十分な関連を図る必要がある。

(2) 内容の取扱い

ア 内容及びその構成の改善

(ア) 言語活動を通して指導事項について指導するという枠組みは、これまでと同様であるが、今回の改訂では、各科目の内容の(1)に指導事項を示すとともに、これまでは内容の取扱いに示していた言語活動例を内容の(2)に位置付け、再構成している。これは、内容の指導に当たって、(1)に示す指導事項を(2)に示す言語活動例を通して指導することを一層明確にするとともに、各教科・科目等における言語活動の充実に資するためである。

(イ) 今回の改訂で、小学校及び中学校では、学習の過程が分かるよう内容を構成するとともに、各学年段階において重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図っている。そこで、中学校までの指導との円滑な接続を図り、高等学校において発展的に指導できるよう、例えば、「国語総合」の「書くこと」では、取材、構成、記述、推敲、交流という、書く過程に沿った指導事項を示すなど、学習の過程や系統性に配慮して内容を改善している。

イ 「国語総合」の各領域及び事項の指導に当たって配慮すべき事項

(ア) 話すこと・聞くこと

話すこと・聞くことを主とする指導の授業時数を確保し、計画的な指導が行われるようにするため、15~25単位時間程度を配当するものとしている。今回の改訂でこのように幅を持たせたのは、学校や生徒の実態に応じて弾力的な指導を可能とするためである。この中には、実際に話したり、聞いたり、話し合ったりしている時間だけではなく、話題について検討したり、資料をまとめたりする時間なども含めている。

(イ) 書くこと

書くことを主とする指導に当たっては、30~40単位時間程度を配当するものとしている。この中には、実際に文章を書いている時間だけではなく、題材を選んだり、参考となる文章を読んだりする時間なども含めている。

また、話すこと・聞くことの指導や書くことの指導の充実を図るために、3年間を見通した教科の「指導と評価の計画」のどの時期に、どのように設定するか、領域相互の指導との関連を図りながら、生徒の実態に応じて適切に定めることが大切である。

(ウ) 読むこと

読むことの指導に当たって、古典を教材とした授業時数と、近代以降の文章を教材とした授業時数との割合については、「おおむね同等とすることを目安として、生徒の実態に応じて適切に定めること」としている。古典における古文と漢文の授業時数の割合に関しても、「一方に偏らないようすること」としている。近代以降の文章と古典、古文と漢文のそれぞれいずれか一方に多くの時間をかけたり、取扱い方に深浅が生じたりすることのないよう配慮し、全体として両者をバランスよく指導する必要がある。

また、読むことの指導において、音読、朗読、暗唱などの言語活動を取り入れる際には、これらの言語活動は文章を読み深めるために行うものであり、活動そのものが目的となることがないよう留意する必要がある。

(エ) [伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]

文語のきまりや訓読のきまりについては、詳細なことにまで及ぶことなく、読むことの指導に即して扱うとする考え方は従前と同様であり、例えば、文語文法のみの学習の時間を長期にわたって設けるようなことは望ましくない。

(3) 指導計画例

「国語総合」は、高等学校における国語の基礎・基本を身に付けさせることをねらいとした共通必履修科目であり、各教科・科目等における言語活動の充実に資することが重要であることから、次のような指導計画例が考えられる。

○「国語総合」の年間指導計画の参考例

	領 域			時数	単 元	指導事項	言語活動
	話・聞	書く	読む				
4月	○	○		6 4	・題材を選んで書く ・自己紹介	B(1)ア A(1)イ	「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」については、国語科をはじめとする各教科において言語活動として活用されることが想定されるため、年度当初に指導するよう計画した。
5月			○	12	・隨想 ・詩	C(1)ウ C(1)ウ	
6月			○	16	・古典（古文①） ・小説①	伝統ア C(1)ウ	
7月		○		8	・論理の構成を工夫して書く	B(1)イ	
8月	○			6	・話合い	A(1)ア・ウ	
9月			○	16	・古典（漢文①） ・評論文①	伝統ア C(1)イ・エ	
10月		○	○	10 6	・意見文を書く① ・短歌・俳句	B(1)イ・エ C(1)ア・ウ	
11月			○	16	・小説② ・古典（古文②）	C(1)ウ C(1)ウ・オ	
12月	○		○	5 7	・プレゼンテーション ・評論文②	A(1)ア・エ C(1)イ・エ	
1月		○		6	・意見文を書く②	B(1)ウ・エ	
2月			○	14	・古典（漢文②）	C(1)ウ・オ	
3月			○	8	・評論文③	C(1)イ・オ	

3 言語活動を充実する学習指導の実践例

言語活動を充実する学習指導の実践例を次に示す。ここで取り上げているのは、他教科の学習における作成物を、国語科の学習における教材として活用している例である。

読むことの学習は、話したり、聞いたり、話し合ったりする言語活動を通して、より効果的に読みを深め、指導事項に示された言語能力を身に付けさせることができる。

(1) 単元の指導と評価の計画

科 目 名	国 語 総 合	单 元 名	評論文を読む
単元の目標	(1) 様々な文章を構成や論の展開に注意して読み比べ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を身に付ける。(関心・意欲・態度) (2) 文章の構成や論理の展開を確かめ、内容や表現の仕方について評価し、自分の考えを深める。(読む能力) (3) 文章中の語句の意味や用法などを理解する。(知識・理解)		
言 語 活 動	(1) グループで討論を行う。 (2) 様々な文章を読み比べて批評する。 (3) 自分の考えを根拠を示しながら発表する。		
評価の観点	関心・意欲・態度	読む能力	知識・理解
单 元 の 評 価 規 準	様々な文章を構成や論理の展開に注意して読み比べ、ものの見方や考え方を広げようとしている。	文章の構成や論理の展開を確かめ、内容や表現の仕方について評価し、自分の考えを深めている。	文章中の語句の意味や用法を理解している。
使 用 教 材	・環境問題について述べられている評論文(教科書教材) ・生物Iの授業において、環境問題をテーマに生徒が作成した壁新聞		
配 当 時 間	5 時 間		

(2) 各時間の指導と評価の計画

時間	目 標	学習活動	評価の観点	評価方法等
1	・語句の意味や用法を確認しながら、文章の内容をとらえる。	・語句の意味や用法を、文脈に即して確認する。 ・段落ごとの要旨をノートにまとめる。	「関心・意欲・態度」「知識・理解」	・活動状況の観察 ・ノートの記述内容の点検
2・3	・文章の構成や論理の展開を読み取る。	・文章の構成や展開を整理する。 ・筆者の主張をとらえる。	「読む能力」	・活動状況の観察 ・ノートの記述内容の点検
4	・前時に学習した評論文の内容と自分たちが作成した壁新聞を比較して討論することにより、自分の考えを深める。	■ 言語活動 ・主張や構成、展開などについて、評論文と壁新聞を比較しながら、グループで討論する。 ・討論を通して自分の考えをまとめる。 ・自分の考えや意見を述べる際には、根拠を明確にして論理的に述べるようにする。	「関心・意欲・態度」 ・様々な文章を構成や論理の展開に注意して読み比べ、ものの見方や考え方を広げようとしている。 「読む能力」 ・異なる主張を比較して討論することにより、自分の考えを深めている。	・活動状況の観察 ・討論メモの記述内容の点検
5	・自分の考えを発表する。	・根拠を示しながら、壁新聞や文章の内容について、自分の考えを発表する。	「読む能力」	・活動状況の観察 ・発表内容の点検

Topic

常用漢字表の取扱いについて

平成22年11月30日内閣告示第2号をもって、29年ぶりに常用漢字表が改定されました。これにより、5字が削除、196字が追加され、常用漢字は2,136字となるとともに、音訓の変更、追加、削除、付表の変更等も行われています。

1 高等学校（中等教育学校後期課程を含む）における漢字指導について

高等学校国語科における漢字の指導については、「読み」、「書き」とともに、次のとおりとなっています。

（ア）平成23年度は、改定前の常用漢字表に基づいて、現行の高等学校学習指導要領により指導する。また、平成23年度までの間、改定により追加された常用漢字について、その必要性や使用頻度などを勘案し、生徒や地域の実態等に応じて適宜指導することができるものとする。

（イ）平成24年度以降は、改定後の常用漢字表に基づいて、平成24年度以前の入学生については、現行学習指導要領により、平成25年度以降の入学生については、新学習指導要領により、それぞれ指導する。

（ウ）常用漢字表の改定に伴って追加された常用漢字の音訓及び付表の語についての各学校段階ごとの割り振りは、平成24年度から実施すること。なお、平成23年度においても、その必要性や使用頻度等を勘案し、児童生徒や地域の実態等に応じて、適宜取り扱うことができるものとする。

改定された常用漢字表については、「情報機器の使用が一般化・日常化している現在の文字生活の実態を踏まえるならば、漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない」（平成22年6月、文化審議会答申）とされていることから、「書き」の指導に当たっては、このことを踏まえた上で、各学校において、生徒の実態に応じて適切に行うこととされています。

2 大学入学者選抜時における常用漢字表の取扱いについて

大学入学者選抜時における常用漢字表の取扱いについては、次のとおりとなっています。

（ア）改定後の常用漢字表の範囲での出題は、平成27年度入学者選抜から行うこと。

（イ）前記（ア）までの間においては、改定前の常用漢字表の範囲で出題することを原則とするが、やむを得ず今回の改定により追加・削除された常用漢字を使用する場合は、成績の評価との関連において影響のない場合に限るような配慮をすること。

なお、受験生が解答に当たって今回の改定により追加・削除された常用漢字を用いて解答してもこれを誤りとしない等の配慮をすること。

【関連通知等】

- 常用漢字表（平成22年11月30日内閣告示第2号）
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/kijun/naikaku/kanji/index.html
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について（平成22年11月30日付け22文科初第1255号文部科学大臣政務官通知）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1299787.htm
- 大学入学者選抜時における常用漢字表の取扱いについて（平成22年12月8日付け22文科高第895号文部科学大臣政務官通知）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1300035.htm
- 常用漢字表の改定に伴って追加された常用漢字の音訓及び付表の語についての学校教育における取扱いについて（平成23年3月30日付け22文科初第1837号文部科学省初等中等教育局長通知）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1304421.htm